

北海道檜山振興局告示第1017号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年5月15日

北海道檜山振興局長 笠井 敦史

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア（入札番号1）林務課貨物兼乗用自動車の交換契約2台

貨物兼乗用自動車2台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車2台を当該相手方から調達する。

イ（入札番号2）農村振興課貨物兼乗用自動車の交換契約2台

貨物兼乗用自動車2台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車2台を当該相手方から調達する。

(2) 契約の目的の仕様等 別紙「仕様書」による。

(3) 納入期限 令和7年1月20日まで

(4) 納入場所 北海道檜山振興局

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格（物品の購入の資格のうち、業種別に区分した分類12（自動車）に該当する者に限る。）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 北海道内に本店を有し、かつ、檜山振興局管内又は渡島総合振興局管内に本店又は支店、営業所を有すること。

(5) 当該調達品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 当該調達品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の（4）から（6）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年5月20日から令和6年6月3日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分まで。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を郵送または下記メールアドレスへ提出しなければならない。

<e-mail:hiyama.soumu13@pref.hokkaido.lg.jp>

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 043-8558

檜山郡江差町字陣屋町336-3

北海道檜山振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道檜山振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 檜山郡江差町字陣屋町336-3
北海道檜山振興局合同庁舎4階講堂

(2) 入札日時 令和6年6月19日(水) 午後2時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成等について

(1) この契約は契約書の作成を要する。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札価格

入札は、交換により道に引き渡す自動車の価格から、交換により道から引き受ける自動車の価格を差し引いた交換差金をもって入札すること。

(5) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

道が交換により取得する物品の価格及び道が交換により引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。

(6) 契約事項に係る自動車（交換により道が引き渡す自動車を除く。）に関し、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料（25ヶ月契約）及びリサイクル費用の預託金（以下「自動車重量税等」という。）を相手方が代行して納付し、当該契約の履行後に、道が、契約の相手方に交換差額とともに支払う。

(7) 契約に関する事務を担当する組織

- ア 名称 北海道檜山振興局総務課需品係
- イ 所在地 檜山郡江差町字陣屋町336-3
- ウ 電話番号 0139-52-6462

(8) 前金払

前金払はしない。

(9) 概算払

概算払はしない。

(10) 部分払

部分払はしない。

(11) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(12) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(13) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(14) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(15) その他

ア この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

イ 契約事項に係る自動車に関し、自動車新規登録に係る手続きを行い、自動車重量税を代納し、自賠責保険契約を締結し、及びリサイクル費用の預託等を代行すること。

ウ 入札金額には「①自動車損害賠償責任保険料」「②自動車重量税」「③リサイクル費用」を含めないこと。（そのほかの新車登録に関する費用については、入札金額に含めること。）

エ 入札書を提出する際、代理人及び復代理人が提出する場合は、委任状も併せて提出すること。

なお、入札書に代表者の押印がされている場合は委任状の提出は不要である。